

基本理念の実現に向け、アンケート結果や障害福祉サービス等の利用状況、「横須賀市障害とくらしの支援協議会」における検討など、様々な方法から課題を明らかにし、8つの分野の施策を展開していきます。

施策分野1 地域生活支援の充実

障害のある人が、地域で安心して暮らしていくためには、乳幼児期・児童期・青年期・壮年期・老年期等のそれぞれの段階で、切れ目のない支援が身近に受けられることが必要です。

また、障害のある人の重度化・高齢化に伴い、障害のある人の家庭や生活の状況が変化しても、地域で安心して暮らしていくことができるよう、「親なき後の将来に向けた障害者施策の充実」が求められています。

そのため、相談、居宅における介護、日中活動の場、移動の支援、住まいの場、緊急時の受け入れ・対応等を充実させることで、障害のある人の地域生活を支援していきます。

1-1 訪問系サービス(居宅介護等)の充実

現状・課題

- 居宅介護等の訪問系サービスは、障害のある人が地域で安心して暮らしていくための最も基本的なサービスの一つであり、その確保と充実は、障害のある人にとって欠かせないものです。
- しかし、居宅介護事業所等のヘルパーの高齢化が進んでいるなど、人材を確保することが難しい状況です。
- また、重度訪問介護事業所など、重度の障害のある人に対してヘルパーによる支援を行う事業所の数が増えていないため、夜間の介助を含め、重度の障害のある人のヘルパーによる介助のニーズを十分に満たすことができていない状況です。

今後の取り組みの方向性

- 居宅介護事業所等が行う人材確保のための取り組みを支援していきます。
- 重度の障害のある人のニーズや生活実態を踏まえながら、個々の事情に応じて、重度訪問介護等の支給決定を行えるよう努めます。

- 重度訪問介護サービス等を実際に提供することができる事業所の数を増やすことができるよう努めます。
- ヘルパー同士の情報共有や資質向上のための定期的な集まりの場の設置の促進や研修等の機会の場の提供について、検討します。

■主な事業等

事業等	事業等の内容

1-2 日中活動の場や居場所の確保

現状・課題

- 強度行動障害の状態にある人や医療的ケアの必要な人を受け入れることのできる通所事業所等の数が少ない状況です。
- 生活介護事業所等において、送迎を実施していない、もしくは、限られた人しか送迎することができていない事業所が多いため、家族や移動支援事業者等による送迎を受けることができないと、通所できない状況となっています。
- 精神障害のある人が気軽に立ち寄れる居場所(作業やプログラムの実施を前提としないフリースペース等)が、ほとんどありません。

今後の取り組みの方向性

- 生活介護事業所等に対して、強度行動障害の状態にある人や医療的ケアの必要な人を受け入れた場合の報酬の加算を行うことで、受け入れ人数の増加を図ります。
- 積極的に送迎を実施している生活介護事業所に対して、送迎加算の報酬の上乗せを行うとともに、新たに送迎を行う生活介護事業所に対して、送迎車両の購入費の助成を行うことで、生活介護事業所による送迎を促進します。
- また、生活介護事業所等における送迎時の支援員の配置について、送迎中における利用者のパニックなどへの対応のため、支援員が送迎を行う必要がある場合には、当該支援員が送迎のために従事する時間数を生活介護事業所等の人員配置基準上の常勤換算人数として算定できることを幅広く周知していくことで、生活介護事業所等による送迎を働きかけていきます。

- 市内の各地域において、精神障害のある人が気軽に立ち寄れる居場所を設置できないか検討していきます。

■主な事業等

事業等	事業等の内容

1－3 移動支援施策の充実〔重点項目〕

現状・課題

- 年々増加する最低賃金への対応など、移動支援事業者から報酬単価の見直しを求める声が挙がっています。
- 移動支援による通所等の送迎は、朝夕の時間に集中していること、ヘルパー業務を担う人材の高齢化により移動支援事業のヘルパーを確保することが厳しいこと、などの理由により、新たに移動支援事業を利用することは難しい状況です。
- 移動支援事業の利用の目的、利用の仕方等について、十分な説明が行われていません。また、移動支援事業の運用に関するルールが不明確な状況です。

今後の取り組みの方向性

- 移動支援事業の運営が成り立つよう、必要に応じて、報酬単価の見直しを行っていきます。
- 移動支援事業の利用の目的、利用の仕方等について、利用者や関係機関にも分かりやすいガイドラインを作成します。

■主な事業等

事業等	事業等の内容

1-4 居住の場の確保〔重点項目〕

現状・課題

- 近年、グループホームの数は増加してきているものの、強度行動障害の状態にある人や医療的ケアの必要な人など、重度の障害のある人を受け入れることのできるグループホームの数が少ない状況です。
- グループホームに入居している精神障害のある人などが、高齢化などの理由により、状態が重度化したときの地域の支援体制が課題となっています。
- グループホームにおいて、支援員の確保と支援の質の向上が重要な課題となっています。
- グループホームや民間のアパートの建物がバリアフリー化されていないなど、ハード面の問題によって、車いすを利用している人の住まい探しが難しい状況となっています。

今後の取り組みの方向性

- 強度行動障害の状態にある人や医療的ケアの必要な人など、重度の障害のある人を受け入れることのできるグループホームの数が増加するよう、報酬の加算等の必要な支援を行います。
- グループホームにおける地域連携推進会議への参加等を通じて、事業所運営に関する必要な助言等を行うとともに、グループホームの支援員等に対する研修等を行うことにより、適切な事業所運営と支援の質の向上を図ります。

■主な事業等

事業等	事業等の内容

1-5 地域生活への移行の推進

現状・課題

- 地域で重度の障害のある人を受け入れることのできる体制が十分に整っていないため、施設入所者の地域生活への移行がほとんど進んでいません。
- このような状況の中、「施設入所を継続する必要がある人にとって、施設入所

していることも地域生活の一つのあり方である」という認識に立ったうえで、「施設入所中であっても、より在宅生活に近い形で生活できる環境を提供することが重要である」との考え方も示されています。このため、「入所施設が地域の中でどのような役割を担っていくのか」ということも検討していく必要があります。

- また、「地域生活への移行」ではありませんが、在宅生活に戻ることが難しい施設入所者が高齢となった場合、障害者支援施設への入所を継続するよりも、施設入所者本人の意向や生活状況、障害者支援施設が提供できる支援の内容などを総合的に考えて、高齢者施設への移行が望ましいケースもあるため、障害者支援施設と高齢者施設との連携についても、重要な課題となっています。
- 入院している精神障害のある人や精神病床を有する医療機関等の関係者に対して、退院支援や地域生活の支援に関する制度の周知や普及啓発が進んでいません。その結果、入院している精神障害のある人について、精神病床を有する医療機関等からの地域移行が十分に進んでいません。

■ 今後の取り組みの方向性

- 重度の障害のある施設入所者が、地域生活の具体的なイメージを持つことができるよう、また、地域生活の課題等を見極めるため、地域のグループホームや生活介護事業所等の体験が行いやすくなるよう、必要な支援策について検討します。
- 基幹相談支援センターの調整のもと、障害者相談サポートセンターが中心となり、入院している精神障害のある人に対して、地域移行支援や地域定着支援を実施できるよう努めます。

■ 主な事業等

事業等	事業等の内容

1-6 地域生活支援拠点等の整備〔重点項目〕

■ 現状・課題

- 障害のある人の重度化・高齢化に伴い、障害のある人の家庭や生活の状況が

変化しても、地域で安心して暮らしていくことができるよう、地域生活支援拠点等の整備が求められていますが、現在、十分に整っている状況ではありません。

- 特に、「緊急時の受け入れ・対応」の機能については、一部の事業所が地域生活支援拠点等として位置づけられているものの、市全体として、短期入所事業所等が緊密に連携できるような支援のネットワークは構築されていません。

今後の取り組みの方向性

- 地域生活支援拠点等の整備については、「親なき後の将来に向けた重要な施策である」との認識のもと、実施しやすい機能から段階的かつ着実に進めていきます。
- なお、「緊急時の受け入れ・対応」の機能については、当面の最重要課題として位置づけ、地域生活支援拠点等コーディネーターを中心とした支援のネットワークの構築に取り組んでいきます。

■主な事業等

事業等	事業等の内容

1-7 相談支援体制の充実【重点項目】

現状・課題

- 障害福祉サービス等の支給決定者は年々増加していますが、計画相談支援等の作成人数は微増に留まっています。このため、セルフプランの割合が高くなっています。特に、放課後等デイサービスの支給決定者が大幅に増加しているため、年々、児童のセルフプランの割合が高くなっています。
- セルフプランの割合が高くなってきていることにより、相談支援を必要とする人に、十分なサービスが提供できなくなってしまう懸念があります。

今後の取り組みの方向性

- 計画相談支援等を作成することができない人に対しても、一般相談を含め、必要な時に、いずれかの相談支援機関につなげることができる相談支援体制の

構築に努めます。

- のぞまないセルフプランを減少させる取り組みの実施について、検討していきます。

■主な事業等

事業等	事業等の内容

1-8 行動障害の状態にある人への支援の充実

■現状・課題

- 強度行動障害の状態にあることにより、生活介護事業所、短期入所事業所、グループホーム等の受け入れを断られるケースがあり、自宅で在宅生活を継続することが難しい人が多くいます。
- また、自宅やグループホーム等で在宅生活を送ることが難しいことに加え、入所施設に入所することも難しいことが、大きな課題となっています。
- 住み慣れた地域である、市内のグループホームや入所施設で受け入れてもらうことができないため、市外のグループホームや入所施設を利用せざるを得ない人が多くいます。
- 強度行動障害の状態にある人の障害特性に応じた支援を行うためには、専門的な支援と経験が必要となります。支援する人、支援する場面等に変化があった場合でも、適切な支援を継続して行うことができる支援体制の構築や関係機関の連携が求められています。

■今後の取り組みの方向性

- 強度行動障害の状態にある人が、可能な限り、住み慣れた地域で暮らすことができるよう、必要なサービス提供体制の構築を目指します。
- 強度行動障害の状態にある人にかかわる支援者が、適切な支援を行うことができるよう、強度行動障害者養成研修等の受講を促進します。
- 強度行動障害の状態にある人を受け入れている事業所に対して、専門的な支援に関するコンサルテーションを行うことができる事業所の設置を目指します。

■主な事業等

事業等	事業等の内容

1-9 医療的ケアの必要な人への支援の充実

現状・課題

- 医療的ケアの必要な人については、医療的ケアが必要であることのみに着目して、公的な手帳等が交付されるような仕組みがないため、その人数等を正確に把握することは困難な状況です。
- 医療的ケアが必要なことにより、生活介護事業所、短期入所事業所、グループホーム等を利用することが難しく、自宅で家族等による介護等を多く必要としているため、家族等の負担の軽減が求められています。
- 医療的ケアのある人の外出については、家族等の付き添いを必要とするケースが多いため、居宅介護や移動支援のヘルパー等による外出の付き添いが実現すると、医療的ケアのある人の生活の幅が広がるとともに、家族等の負担の軽減にもつながります。
- 医療的ケア児支援法が改正され、重症心身障害者など、18歳以降も医療的ケアの必要な人に対する支援の充実が求められています。

今後の取り組みの方向性

- 医療的ケアの必要な人について、障害福祉サービス等の支給決定情報(障害支援区分認定調査における医師意見書等の情報を含む)の活用に加え、個人情報情報の取り扱いに配慮したうえで、日頃から医療的ケアの必要な人にかかわりのある医療専門職や福祉専門職の支援者などの協力を得ることで、可能な限り、その人数の把握に努めていきます。
- 医療的ケアのある人が、可能な限り、自宅等の住み慣れた地域で暮らすことができるよう、医療的ケア児支援法の改正内容や医療的ケア児等支援協議会における協議なども踏まえて、必要な施策を推進していきます。
- 医療的ケアのある人にかかわる支援者が、適切かつ安全な支援を提供することができるよう、喀痰吸引等研修の受講を促進します。

■主な事業等

事業等	事業等の内容

1-10 障害福祉サービス等における人材の確保と

支援の質の向上【重点項目】

現状・課題

- 障害福祉サービス等の事業において、近年、様々な形態の事業者が参入してきており、事業所数の増加により障害のある人の選択肢が拡大しているものの、一部の事業者において、法令遵守意識の欠如や障害のある人に対する不適切な支援、さらには不正請求による指定取消等の行政処分事例がみられ、サービスの質の確保・向上が極めて重要な課題となっています。
- グループホームの支援員や居宅介護事業所等のヘルパーの人材確保が深刻な課題となっています。

今後の取り組みの方向性

- 国が定める「障害福祉サービス事業者等の指定のガイドライン」に沿った事業者指定事務の運用に努めるとともに、「障害福祉計画・障害児福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるとき等には、事業所等の指定をしないことができる仕組み(いわゆる総量規制)」の導入についても検討していきます。
- 障害福祉サービス事業所等の支援員のスキルアップや障害のある人に対するサービスの質の向上を目的として、支援員が専門的な研修等を受講した場合の費用について、障害福祉サービス事業所等に対して助成します。
- 障害福祉サービス事業所等が行う人材確保のための取り組みを支援していきます。

■主な事業等

事業等	事業等の内容
-----	--------

--	--

施策分野2 雇用・就業の支援

就労は、障害のある人の経済的自立の大きな手段であるとともに、社会参加や生きがいの面においても、障害のある人の生活において重要な意義を持っています。

働く意欲を持つ障害のある人が、地域で、質の高い、自立した生活を営むために、その適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な働き方への支援を充実させます。

2-1 就労支援の充実

現状・課題

- 働く意欲のある障害のある人が、その適性に応じて能力を十分に発揮し、貴重な労働力として、社会に貢献できることは、とても大切なことです。
- しかし、全国的に、いわゆる「障害者雇用ビジネス」というような、障害のある人の「法定雇用率の達成」という「量」のみを重視した障害者雇用の形態が広がっています。
- このため、一般的な障害者雇用も含め、障害のある人の「適性に応じた業務の切り出しや業務の設計・再構成」、「仕事の習熟度に応じた職務内容のレベルアップ」、「キャリアアップや能力発揮の成果の処遇への反映」など、「質」も重視した障害者雇用のあり方が求められています。
- 法定雇用率の上昇に伴い、障害のある人が一般就労する人数は増えていますが、就労後3年以内の離職率が2～3割となっているなど、職場定着が大きな課題となっています。
- なお、職場定着の向上にあたっては、障害のある人と雇用する企業との間の雇用に関するミスマッチが主な原因と考えられており、このミスマッチをどのように無くしていくかが重要となっています。
- 雇用する企業が、障害のある人の障害特性や経験にマッチした業務を提供できることや周囲のサポート体制を整えることに加え、就労支援機関などが職場定着支援を行う支援者を養成し、必要な支援の質や人員を確保することが求

められています。

今後の取り組みの方向性

- 障害のある人に対して就労支援を行うにあたっては、「障害のある人が、その適性に応じて能力を十分に発揮して働くことができる環境を整えることで、障害のある人が生きがいを感じながら生活に必要な収入を得ることができていること」、「障害のある人を雇用する企業等にとって、障害のある人が貴重な労働力として事業運営に必要な人材となっていること」を、目指すべき基本方針とします。
- 障害のある人の「働きたい」という願いを実現し、長く働き続けることができるよう、働くことに関する情報の提供・相談体制の整備を行い、能力開発や訓練の機会を支援します。
- また、就職の意向確認から就職後のフォローまで、働くことを支援する仕組みを構築し、関係機関との連携を図りながら、障害のある人の就労を幅広く支援する体制を整えます。
- 障害者雇用については、経済部、総務部、教育委員会など、庁内で実施している様々な取り組みとも連携しながら、推進していきます。
- 特に、経済部との連携については、人手不足で困っている企業の雇用と働く意欲のある障害のある人のマッチングができないか、という視点を持ちながら、推進していきます。
- 企業等に対して、勉強会や研修会等の場を通じて、「周囲の人が、障害のある人の障害特性を適切に理解し、その適性に応じた配慮や支援を行うことで、障害のある人が、職場の貴重な労働力として、その能力を十分に発揮することができること」などの周知に努めていきます。
- また、雇用する企業が、障害のある人に実際に業務を行ってもらう場面において、「業務の切り出し・設計をどのようにするか」、「どのようにしたらスムーズに業務を行ってもらうことができるのか」など、企業側のニーズに基づく実践的な学びの場の機会を提供できないか、検討していきます。

■主な事業等

事業等	事業等の内容

2-2 多様な働き方の推進〔重点項目〕

現状・課題

- 働く意欲のある障害のある人が、その適性や能力に応じて、「働く時間」、「働く場所」、「働く内容」、など、自分に合った働き方を柔軟に選択できることが求められています。
- 障害特性によって、「職場への通勤が難しい人や職場での介助が必要な人」、「体調に不安があるため短時間の勤務形態が適している人」、「人とのコミュニケーションが苦手な人」など、様々な事情により、働くことが難しい人がいます。
- ICTを活用したテレワークの普及により、職場に通って働くことが普通ではなくなったため、障害のある人の就労の可能性が広がってきています。

今後の取り組みの方向性

- 障害のある人が、その適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労に向けた支援を行う事業所や、一般就労が困難な人が日中活動や社会参加を行える場所等、多様な活動の場の確保に努めます。
- 短時間労働や在宅就業、自営業など、障害のある人が多様な働き方を選択できる環境を支援するとともに、ICTを活用したテレワークの一層の普及・拡大を図り、時間や場所を有効活用できる柔軟な働き方を推進します。

■主な事業等

事業等	事業等の内容

2-3 農福連携の推進

現状・課題

- 特例子会社と農福連携に関する包括連携協定を締結し、農業分野における障害者雇用の推進に取り組んでいます。この取り組みにより、労働力不足の「農業」と働く場の確保と賃金アップが課題の「福祉」、双方の課題の解決を目指しています。

- 農業分野における就労の機会が提供されることで、障害のある人の一般就労の可能性が広がっています。

■ 今後の取り組みの方向性

- 特例子会社との農福連携に関する包括連携協定に基づく取り組みを継続することにより、引き続き、障害のある人の働く場の確保を図ります。
- 就労継続支援 B 型事業所等の受注作業として農作業を取り入れることができないか働きかけるなど、更なる農福連携の取り組みを推進していきます。

■ 主な事業等

事業等	事業等の内容

2-4 障害者施設からの優先調達

■ 現状・課題

- 一般就労することが難しい障害のある人の収入を確保するため、就労継続支援 B 型事業所等の工賃の向上が求められています。

■ 今後の取り組みの方向性

- 障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進します。そのために、市の調達方針を策定・公表し、市が発注する物品や役務について、障害者施設等への発注額の目標を定めるとともに、障害者施設等が提供する製品や役務の一覧を作成・公表し、障害者就労施設等への受注の拡大を支援します。

■ 主な事業等

事業等	事業等の内容

施策分野3 差別解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

障害者権利条約の原則を土台にし、インクルージョン（障害のあるなしを問わない社会）を目指して、障害のある人が地域で暮らすための環境整備や福祉サービスは徐々に広がってきました。

しかし、今も誤解や偏見により、障害を理由に不当な扱いを受けたり、障害に対する配慮が十分でないために、日常生活の様々な場面で暮らしにくさを感じている人は少なくありません。

障害者差別解消法や障害者虐待防止法の目的を踏まえ、生活上の個々の困りごとに配慮がなされ、身体的・心理的・経済的にも嫌な思いをすることなく、地域で自立したその人らしい生活が送れるよう、障害のある人の差別解消、権利擁護を推進するとともに、障害のある人への理解の促進を図ります。

3-1 障害を理由とする差別解消の推進

現状・課題

- 明らかな虐待や差別だけでなく、生活のあらゆる場面で困った対応や心無い言葉などを受けている障害のある人は、未だに多くいます。
- 企業をはじめとする事業者についても、これまで「努力義務」だった合理的配慮の提供が「義務」となっており、更なる周知・啓発が求められています。

今後の取り組みの方向性

- 障害のある人を理解し、社会的障壁（障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）を取り除くため、相互理解を深める取り組みを推進します。
- 障害者差別解消法の理念の浸透を図るとともに、合理的配慮についての周知・啓発を進めていきます。

■主な事業等

事業等	事業等の内容

3-2 障害のある人の権利擁護の推進〔重点項目〕

現状・課題

- 強度行動障害の状態にある人への理解や支援体制が不十分であると、障害者虐待のリスクが高くなる懸念があります。
- 障害者虐待を受けた人を一時的に保護する際に必要となる、居室等の確保が不十分です。
- 障害福祉サービス等の提供に当たって、支援員の確保が難しいなどの理由により、同性介助を行うことが難しい場面が見受けられます。
- 成年後見制度等について、その内容や仕組みを知らない障害のある人やその家族が、まだまだ多くいる状況です。

今後の取り組みの方向性

- 強度行動障害の状態にある人の支援に関する研修の実施などにより、支援のノウハウを共有するとともに、関係機関との連携により、支援体制の強化に努めます。
- 障害のある人への虐待を防止し、障害のある人の家族等を支援するため、虐待防止についての周知、差別に関する相談や早期発見のための関係機関との連携強化に努めます。
- 地域生活支援拠点等の整備等により、障害者虐待を受けた人や障害者虐待を受けるリスクの高い人に対して、一時保護に必要な居室の確保に取り組んでいきます。
- 障害福祉サービス等の提供に当たっては、障害のある人の意向を踏まえ、本人の意思に反した異性介助が行われることのないよう、取り組みを進めていきます。
- 成年後見制度等の更なる普及・啓発や利用促進を行い、障害のある人の権利擁護を推進します。

■主な事業等

事業等	事業等の内容

3-3 障害のある人への理解の促進

現状・課題

- 地域共生社会の実現に向けて、障害のある人への更なる理解の促進が求められています。

今後の取り組みの方向性

- 障害のある人と障害のない人が、お互いに、障害の有無にとらわれることなく、支え合いながら社会で共に暮らしていくことが日常となるように、障害のある人への理解を促進する取り組みを行います。

■主な事業等

事業等	事業等の内容

施策分野4 療育・保育・教育の充実

発達障害や診断名は付かないまでも支援が必要な児童は増加しています。すべての児童が特性に合った療育・教育を受けられるようにすることができるよう、障害の早期発見と早期の発達支援の取り組みを行います。

併せて、障害や発達の遅れのある児童が一生を通じて自らの可能性を追求できるよう、ライフステージに沿った切れ目のない支援を提供する体制の構築を目指します。

そのため、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関の連携を図っていきます。

また、一人ひとりが多様であることを前提に、障害の有無にかかわらず、自分に合った配慮を受けながら地域の保育・教育等の支援を受けるインクルーシブ教育を推進します。

4-1 療育体制の充実

現状・課題

- 自閉スペクトラム症を含む発達障害や難聴のある子どもについて、できる限り早期に発見し、適切な支援につなげていくことが求められています。
- 発達障害を含む障害のある児童の早期発見・早期支援には、障害のある児童やその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の障害のある児童やその家族等に対する支援体制を構築することが必要です。そのためには、これらの支援プログラム等の実施者を地域で計画的に養成することが重要です。
- 現在、横須賀市療育相談センターを中心に、保護者等に対して、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援プログラム等を実施していますが、更なる広がりが望ましいです。
- 障害のある児童の地域社会への参加・包容(インクルージョン)については、横須賀市療育相談センターの巡回相談や保育所等訪問支援事業所等による訪問支援等により浸透してきていますが、さらなる推進が求められています。
- 発達障害を含む障害のある児童の保護者同士の集まりを開催することが求められています。

今後の取り組みの方向性

- 妊産婦・乳幼児・児童に対する健診及び保健指導、新生児聴覚スクリーニング等の適切な実施等を図るとともに、これらの機会の活用により、障害の早期発見と早期の発達支援を図ります。
- 発達障害を含む障害のある児童の早期発見・早期支援に向けて、保護者等だけでなく、未就学期や学齢期における教育・保育施設の従事者に対して、発達障害を含む障害に関する適切な理解と対応が行えるよう、引き続き、必要な支援プログラムや研修等の実施に努めていきます。
- 横須賀市療育相談センターについて、地域におけるインクルージョン推進の中核機関として位置づけ、障害のある児童が地域社会で安心して成長できるよう、保育、教育、療育の連携を密にします。
- 育てにくさのある児童や発達障害を含む障害のある児童の保護者同士の集まりの開催を継続します。
- 情報提供やネットワークづくり、相談支援体制の充実を図ります。
- 医療的ケアの必要な児童や重症心身障害のある児童のための療育の場を充実させます。

■主な事業等

事業等	事業等の内容

4-2 ライフステージを通じた支援体制の強化〔重点項目〕

現状・課題

- 未就学期から学齢期(小学校、中学校、高等学校等)を経て、成人期までの、各ライフステージの移行時において、学校間や支援機関間で、適切な情報共有が行われていないことから、一貫した支援につなげることが難しい状況です。
- 障害のある児童の進路は、一人ひとりの希望や特性、能力に応じて多様化しています。進学や一般就労を含む希望する進路の実現に向け、学齢期から必要な情報提供、学習支援、進路相談および関係機関との連携を行うことが求められています。

今後の取り組みの方向性

- 障害のある人が、乳幼児期から学齢期、成人期に至るまで継続した支援を受けられるよう、成長記録や支援上の配慮に関する情報について、情報の取り扱いに留意しながら、必要に応じて関係機関で共有できる体制を推進します。
- 障害のある人が、一人ひとりの特性、発達段階及び生活状況に応じた支援を継続して受けられるよう、ライフステージの移行時における引継ぎや、福祉、保健、医療、教育、就労等の関係機関の連携を強化します。

■主な事業等

事業等	事業等の内容

4-3 一人ひとりの教育的ニーズに応じた

保育・学校教育の充実

現状・課題

- 市立小中学校の特別支援学級在籍児童数は、増加傾向にあり、障害のある児童や、特別な配慮が必要な児童が増えています。
- 市立小中学校の生徒数は減少する中、不登校児童数は増えており、その出現率は全国および県に比べて高い状況にあります。不登校児童の中には、障害のある児童や特性に応じた支援を必要とする児童が一定数いることが想定されます。
- 障害のある児童や特別な配慮が必要な児童に対し、その能力や特性について保育士・教職員等の更なる理解と支援力の向上が求められています。
- 障害のある児童が、それぞれの能力や特性を最大限に発揮できるような保育・教育を行うことで、成人してからの自立した生活に結びつく可能性が大きくなります。
- こどもの学習支援については、貧困や不登校を背景とした教育格差の解消に向けた取り組みが行われています。
- 発達障害のある児童や、診断には至らないものの支援を必要とする児童については、特性に起因する学習上の困難さや教育格差がみられる場合があります。一方、障害児通所支援は、社会性や生活スキルの向上等を目的とした療育の場であり、学習支援を主たる目的として対応することには限界があり、児童一人ひとりの特性に応じた学習支援の場が不足しています。
- 医療的ケアの必要な児童や、知的障害を伴わない自閉スペクトラム症の児童など、障害の種類や程度に応じた支援体制の確立や場の整備が必要です。

今後の取り組みの方向性

- 保育・学校教育において、保育士・教職員等に対する研修等を継続して実施することで、支援力の向上を図ります。
- インクルーシブな教育環境等の構築に向けて、合理的配慮と基礎的環境整備を推進し、個々の違いや特性を大切にする教育環境づくりを進めます。
- 貧困や不登校を背景とする課題に加え、児童の特性に起因する教育格差にも着目し、児童育成支援拠点事業やこどもの生活・学習支援事業を含めた支援のあり方を検討します。
- 保育・学校教育において、医療的ケアのある児童やその家族が、個々の心身の状況等に応じた適切な支援を受けることができるよう、必要な支援体制を整えます。

■主な事業等

事業等	事業等の内容

施策分野5 保健・医療サービスの充実

障害や疾病のある人の健康保持と生活の安定を図ることを目的に、障害や疾病に応じた医療費の助成や、訪問指導等の保健、医療サービスの充実を図ります。

また、精神障害のある人とその家族が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進します。

さらに、難病法、発達障害者支援法、高次脳機能障害者支援法の基本理念を踏まえ、これらの障害のある人の自立と社会参加の機会が確保され、その特性に応じて適切な支援を受けることができるよう、必要な施策の推進に努めます。

5-1 精神保健施策の推進

現状・課題

- 地域生活を送るにあたっての医療面（通院、服薬、病状悪化時の入院調整等）の支援を行える体制が十分ではありません。
- 地域生活を送るにあたっての生活面（居宅介護、地域定着支援、相談支援、グループホームや通所事業所等）の支援を行える体制が十分ではありません。
- 精神障害のある人は、障害特性や高齢化などの理由により、支援機関などに出向いて支援を受けることが難しいため、アウトリーチによる支援が求められています。例えば、基幹相談支援センターなどに精神保健福祉士などの専門職を配置し、アウトリーチによる支援を行うことが考えられます。

今後の取り組みの方向性

- 精神障害のある人とその家族が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害のある人・家族・保健・医療・福祉・教育等関係者による協議の場及び住まいの確保支援も含めた地域の基盤整備を推進し、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進します。

■主な事業等

事業等	事業等の内容

5-2 難病対策の充実

現状・課題

- 難病等の特性に応じて、病状の変化や進行、福祉ニーズ等は様々であるため、適切な理解と支援を受けることは簡単ではありません。
- ALSなど、重度の肢体不自由等の障害があり、医療ケア度の高い人については、本人の意向を尊重したうえで、家族等の介護負担を軽減するため、多くの福祉サービスや医療サービスが必要となっており、支援者の確保や関係機関の連携が欠かせません。

今後の取り組みの方向性

- 難病患者の日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、難病患者の様々なニーズに対応したきめ細やかな支援を行うため、様々な関係者間での連携を推進し、地域で生活する難病患者の日常生活における相談・支援を行い、地域交流活動を促進します。
- ALSなど、重度の肢体不自由等の障害があり、医療ケア度の高い人に対して、介護保険サービスに上乗せして、重度訪問介護等の障害福祉サービスを支給することにより、在宅生活を支えていきます。

■主な事業等

事業等	事業等の内容

5-3 障害の軽減・補完・治療等

現状・課題

- 障害に関わる補装具等の購入や医療サービスを受ける際の利用者負担が高額になると、生活に大きな影響を及ぼしてしまいます。

今後の取り組みの方向性

- 心身の障害の状態を軽減し、自立した生活を営むために必要な補装具等の購入や医療サービスが受けられるよう支援を行います。

■主な事業等

事業等	事業等の内容

5-4 発達障害のある人への支援の充実

現状・課題

- 近年、大人になって会社等に就職した後、職場の人間関係や仕事でつまずいてしまい、そのとき初めて発達障害に気づくケースが多くあります。
- 発達障害の特性から、生活や仕事の中でつまずいたり、困難が続いて生きづらさを感じたりして、ストレス状態が続くと、抑うつ的になったり、突発的にパニック状態になるなどの症状が出現してしまう恐れがあります。
- このため、発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等の情報提供を行うとともに、発達障害のある人やその家族に対する相談窓口など、適切な支援機関につなげることが重要です。
- 発達障害のある大人同士の活動の場を支援することが、求められています。

今後の取り組みの方向性

- 発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等の情報把握と適切な情報提供が行えるよう努めます。
- 基幹相談支援センターや障害者相談サポートセンターを中心として、発達障害のある人やその家族に対する相談支援体制の充実に努めます。
- 神奈川県発達障害支援センターや神奈川県が各障害保健福祉圏域に配置している発達障害者地域支援マネージャーと連携しながら、必要な情報提供と相

談支援等が行えるよう努めます。

- 発達障害のある大人同士の活動の場など、ピアサポートの取り組みを支援していきます。

■主な事業等

事業等	事業等の内容

5-5 高次脳機能障害のある人への支援の充実

現状・課題

- 久里浜障害者支援センター「ゆんるり」が、長年に渡り、高次脳障害のある方やその家族への支援拠点として活動していますが、その存在や支援内容について、市として、高次脳障害のある人やその家族、支援機関などに対し、十分に周知することができていません。
- 高次脳機能障害のある人の実態や診断可能な医療機関の状況については、一定程度把握できているものの、診断やリハビリが可能な医療機関の状況、利用できる社会資源の情報などを、今以上に収集し、相談を受けた際に、高次脳機能障害のある人やその家族、支援機関に情報提供できるようにすることが望ましいです。

今後の取り組みの方向性

- 高次脳機能障害は外形上判断しづらく、周囲による理解が必ずしも十分でないこと等を踏まえ、高次脳機能障害のある人同士の支え合いであるピアサポートをはじめ、高次脳機能障害のある人やその家族等がお互いに支え合う取り組みを支援していきます。
- 久里浜障害者支援センター「ゆんるり」を中心として、障害者相談サポートセンター、地域の相談支援事業所や障害福祉サービス事業所等との連携を図り、支援のノウハウや社会資源等の情報を共有することで、高次脳機能障害のある人やその家族等への支援の充実を図ります。
- 今後、高次脳機能障害者支援法に基づき神奈川県に設置される高次脳機能障害者支援センターと連携しながら、必要な情報提供と相談支援等が行えるよ

う努めます。

- また、医療(リハビリテーションを含む)、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等の緊密な連携の下に、医療機関における医療の提供から地域での生活支援を経て社会参加の支援に至るまで、切れ目ない支援が行われるよう努めます。

■主な事業等

事業等	事業等の内容

施策分野6 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の基本理念を踏まえ、障害のある人による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を充実させ、障害のある人が必要な情報に円滑にアクセスできるよう、情報アクセシビリティの向上を推進します。

併せて、障害のある人が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保やサービスの円滑な利用の推進等の取り組みを通じて、意思疎通支援の充実を図ります。

さらに、手話施策推進法の基本理念を踏まえ、「手話は言語であり、手話を使う人にとって、生活を営む上で重要な意思疎通支援の手段であること」を十分に認識した上で、手話の習得・使用に関する環境の整備、手話文化の保存・継承・発展、市民の理解と関心の増進など、手話に関する施策を総合的に推進していきます。

また、読書バリアフリー法の基本理念を踏まえ、視覚障害のある人などに対して、引き続き、アクセシブルな書籍(点字図書・拡大図書等)を提供するとともに、アクセシブルな電子書籍等(デジタイズ図書・音声読み上げ対応の電子書籍・オーディオブック等)の更なる普及など、円滑な利用のための支援の充実を図ります。

6-1 情報アクセシビリティの向上

現状・課題

- 視覚や聴覚に障害のある人だけでなく、知的障害や精神障害のある人にとっても分かりやすい情報提供が求められています。

- 情報伝達技術の進展により、障害特性に応じた情報提供・情報収集の方法が多様化しており、その対応が求められています。

今後の取り組みの方向性

- 障害のある人による情報の取得及び利用を充実させるとともに、障害のある人が必要な情報に円滑にアクセスできるよう、行政情報のアクセシビリティの向上に努めます。
- 障害のある人のICT活用等の促進を図ります。
- 情報・コミュニケーション協議会における協議を踏まえて、必要な施策を推進していきます。

■主な事業等

事業等	事業等の内容

6-2 意思疎通支援の充実【重点項目】

現状・課題

- 点字図書館において、視覚障害のある人に対して、「広報よこすか」などの市の発刊物、市販の図書の点訳・音訳を行っていますが、技術の習得の難しさ等の理由により、点訳・音訳を行ってくれる人(点訳・音訳ボランティア)を確保することが難しいため、人材の育成が課題となっています。
- 聴覚障害のある人に対して、意思疎通支援のため、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行っていますが、高齢化や資格取得の難しさ等の理由により、手話通訳者や要約筆記者の人数を確保することが難しいため、新たな人材の育成が課題となっています。
- 「手話は言語であること」、「手話を使用する人にとって手話は母語であること」など、手話に関する、より一層の理解が求められています。

今後の取り組みの方向性

- 聴覚、言語機能、音声機能、視覚、盲ろう、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため意思疎通を図ることに支障がある人に対し

て、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者など、障害特性に配慮した意思疎通支援者の派遣等による支援や点訳、代筆、代読、音声訳等による支援を行います。

- 支援人材の持続可能なサービス提供体制を見据えた、幅広い年齢層の手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者、点訳・音声訳を行う者等の養成研修等を実施します。
- 情報・コミュニケーション協議会における協議を踏まえて、必要な施策を推進していきます。[再掲]

■主な事業等

事業等	事業等の内容

施策分野7 文化芸術活動・スポーツ等の振興

障害のある人が芸術や文化活動に参加する機会を確保することで、障害のある人の生活を豊かにするとともに、市民の障害への理解と認識を深め、障害のある人の自立と社会参加の促進に努めます。

また、レクリエーション活動を通じて、障害のある人の体力増強や交流、余暇の充実等を図ります。

さらに、障害の有無に関わらず誰もが障害者スポーツに親しめる機会を作るとともに、地域における障害者スポーツの更なる普及に努めます。

7-1 文化芸術活動の環境づくり

現状・課題

- 横須賀美術館において、「福祉とアートが出あうとき」と題したワークショップが開催されています。また、そのワークショップから生まれたアート作品を活用したオリジナルグッズを制作し、「ともしびショップマリリン(横須賀市役所内)」などで販売する取り組みが行われています。
- しかし、障害のある人の文化芸術活動を「個人のアーティスト」として支援する取り組みは、現在行われていません。

今後の取り組みの方向性

- 障害のある人の地域における文化芸術活動の普及・啓発を図ります。
- 障害のある人の文化芸術活動の具体的な支援策を検討します。

■主な事業等

事業等	事業等の内容

7-2 余暇・レクリエーション活動の充実

現状・課題

- 障害のある人が余暇・レクリエーション活動に参加する機会を確保することは、障害のある人の生活を豊かにするための重要な取り組みです。
- 障害のある人の創作教室について、参加者の高齢化や固定化が進んでいます。
- 移動支援のヘルパー不足等の理由により、障害のある人の余暇外出等の機会が減っています。

今後の取り組みの方向性

- 創作教室の開催など、引き続き、障害のある人の余暇・レクリエーション活動への参加の機会が確保できるよう努めます。
- また、より多くの年齢層、より多くの人々が、自律的に、余暇・レクリエーション活動に取り組むことができるよう、障害のある人が自ら立ち上げる活動等について、スタートアップの支援ができないか検討していきます。
- 障害のある人の余暇外出等の機会を増やすことができるよう、移動支援事業の充実に取り組んでいきます。

■主な事業等

事業等	事業等の内容
-----	--------

--	--

7-3 スポーツ活動の充実

現状・課題

- 障害のある人の健康づくりとして、リズム体操教室、運動会の開催などの取り組みを行っています。
- 神奈川県障害者スポーツ大会などの参加者への支援を行っていますが、更なる障害者スポーツの普及が求められています。

今後の取り組みの方向性

- 健康づくりやスポーツ活動を通じて、障害のある人の体力の増強や交流、余暇活動の充実等を図ります。
- 障害の有無に関わらず、誰もが障害者スポーツに親しめる環境づくりに取り組みます。
- 地域における障害者スポーツの普及に努めます。

■主な事業等

事業等	事業等の内容

施策分野8 安全・安心な生活環境の整備

障害のある人が、地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、住環境の整備、移動しやすい環境の整備等の推進に努めます。

また、災害発生時における障害特性に配慮した適切な情報保障や避難支援、福祉避難所の確保、福祉・医療サービスの継続等を行うことができるよう、防災対策の取り組みを推進します。

8-1 バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

現状・課題

- 鉄道駅等のエレベーターやエスカレーターの設置について、バリアフリー法に基づく公共交通移動等円滑化基準は満たしているものの、必ずしも十分とは言えない状況です。また、時間帯によって無人となってしまう駅も多く、他の駅の駅員等による遠隔案内対応等を行ってもらえるものの、対面による直接的なサポートは受けにくくなっている状況です。
- 公共施設等において、トイレ等へのおむつ替えベッドの設置やスペースの拡張、使用しやすい機器や分かりやすい案内サインの導入など、更なるバリアフリーやユニバーサルデザインの取り組みが求められています。
- 障害のある人が外出する際に参考となるバリアフリー情報について、簡単に入手することができる状況とはなっていません。

今後の取り組みの方向性

- 公共交通事業者等に対して、可能な限り、障害のある人に配慮した鉄道駅等における段差解消設備、ホームドア等の転落防止設備や案内設備等の整備など、ハード面における公共交通機関のバリアフリー化を行ってもらうよう、働きかけていきます。
- 公共交通事業者等に対して、障害のある人に対する適切な対応の確保のための接遇ガイドライン等の普及・啓発や接遇ガイドラインを活用した教育訓練の実施など、可能な限り、「心のバリアフリー」を始めとした、ソフト面における公共交通機関のバリアフリー化を行ってもらうよう、働きかけていきます。
- 新たに公共施設を整備または大規模な改修を行う際には、可能な限り、障害のある人の意見を取り入れて、施設整備を行うことができるよう努めます。
- 公共施設だけでなく、民間施設等のバリアフリー情報の取得について、入手しやすい方法を検討します。

■主な事業等

事業等	事業等の内容

8-2 防災対策の推進〔重点項目〕

現状・課題

- 災害時の「個別避難計画」の様式と活用方法が定まっておらず、「個別避難計画」の周知と作成が進んでいません。
- 「災害時要援護者支援プラン」の制度の周知と登録受付は、一定程度進んでいますが、地域の支援者との関わりの度合いについては、地域によって温度差があります。
- 災害時には、地域防災計画に基づき、要援護者は、地域の震災時避難所（一次福祉避難所）へ避難した後、必要に応じて二次福祉避難所または三次福祉避難所へ移動することとなっていますが、障害のある人については、震災時避難所への移動や震災時避難所における避難生活が困難であるため、在宅避難を選択するケースが多くなることが想定されています。また、自宅等から二次福祉避難所または三次福祉避難所への直接避難を求める声が上がっています。
- 医療的ケアの必要な人の災害時における医療機器等の非常用電源の確保は、生命の維持に大きな影響を及ぼすため、重要な課題です。

今後の取り組みの方向性

- 町内会・自治会（自主防災組織）、民生委員児童委員、市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会を中心とした地域の支援者が、地域で生活する障害のある人について理解し、災害発生時の円滑な避難支援体制が構築できるよう、引き続き努めます。
- 相談支援専門員やケアマネジャーなど、福祉専門職の協力を得ながら、医療的ケアの必要な人や重度の障害のある人など、災害時における避難の必要性が高い人から優先して個別避難計画を作成していきます。また、個別避難計画の作成が進んでいく中で、自宅等から二次福祉避難所または三次福祉避難所への直接避難を行うことができないか検討していきます。
- 医療的ケアの必要な人の災害時における医療機器等の非常用電源の確保については、日常生活用具給付事業における「人工呼吸器等用非常用電源装置等」の助成を引き続き行うことに加え、地域の行政センター等の公共施設で非常用電源を確保し、電力を供給することができないか検討していきます。

■主な事業等

事業等	事業等の内容
-----	--------

--	--